

# 令和2年度 敦賀チャレンジ企業応援補助金(敦賀市中小企業支援事業) 「設備投資等支援事業」募集要領

本事業は、敦賀商工会議所が敦賀市の委託を受け実施するものです。募集要領の内容をよくご確認の上、申請をお願いします。

## 1 目的

中小企業者が実施する設備投資等に対して支援を行うことで、「生産性向上」等につながる取組みを促し、市内中小企業者の経営基盤強化につなげる。

## 2 補助対象者

敦賀市内に本社事務所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）

## 3 応募要件（以下の①～④をすべて満たす必要があります。）

- ① 市内において自ら使用する事業所等に当該設備を設置すること。
- ② 市内において1年以上継続して事業を営んでいること。
- ③ 中小企業者及びその代表者が敦賀市税を完納していること。
- ④ 労働生産性〔（営業利益+人件費+減価償却費）÷労働者数〕について、年平均3%以上向上する計画であること。
- ⑤ 設備導入にあたっては、当該事業に補助金が活用されていることをラベル等で標示する事。

※標示内容 「令和2年度 敦賀市中小企業支援事業補助金」

## 4 補助対象事業

### ○事業概要（以下の①～②すべての取組みを行う必要があります。）

- ①設備の導入を行うこと。
- ②生産性向上、省力化、技術開発、新規事業の何れか若しくは複数の取組みを行うこと。

### ○補助内容

補助率 1／2

補助上限額 1,000,000円

### ○補助対象経費

設備導入経費（機械装置・工具・器具備品・建物附属設備購入費、その他付帯する費用）、キッチンカー等専用車両購入・改造費（専ら事業の用に供する）、委託料（調査研究費、資料作成費）、広告宣伝費（販売促進費）、技術開発に伴う原材料費、賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用。

※キッチンカー等専用車両：食品の調理を目的とした設備を備え、販売する車両をいう。

※但し、リース、レンタル等により設備を導入する事業は対象外。

## 5 補助対象経費に関する留意事項

補助対象となる経費は、次の①～③をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費。
- ② 交付決定日以降に発生した経費（交付決定日以降に発注等を行った経費）、かつ補助事業期間終了日までに支払われた経費。
- ③ 証拠資料等によって金額が確認できる経費。

(注) 下記に該当する経費は対象となりません。

- ・交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの。
- ・国、地方公共団体、独立行政法人から補助を受けている事業経費。
- ・金融機関などへの振込手数料。
- ・消費税及び地方消費税等の公租公課。
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費。
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費。

## 6 補助対象期間

交付決定日より令和3年1月29日（金）迄

## 7 募集スケジュール等

(1) 募集期間 令和2年7月13日（月）～令和2年8月12日（水）

(2) 審査会 令和2年8月下旬

※日程が決定次第、郵送にて通知します。

(3) 交付決定 令和2年8月下旬予定

## 8 事業の評価基準について

以下の項目を基準に審査会にて評価を行いますので、ご確認下さい。

- ① 労働生産性の改善が見込まれること。
- ② 市場性・優位性が見込まれること。
- ③ 実現可能性、実施体制が十分であること。
- ④ 成長性、持続性が見込まれること。
- ⑤ 地域経済への波及効果や、地域貢献（雇用創出等）が見込まれること。

## 9 事業の採択方法

- ・申請書を受理した後、その内容について事務局で確認の上、適正と認められる場合は審査会にて一次審査による書面審査と、二次審査による対面審査にて決定いたします。
- ・採択・不採択の結果は、各事業者へ書面でお知らせします。

## 10 申請方法

- ・募集期間内に、交付申請書等必要書類を作成の上、敦賀商工会議所まで持参して下さい。
- ・様式については、窓口・Eメール・ホームページ上で配布致します。
- ・一度提出された書類は、差替えや返却は原則致しません。

## 11 提出書類

- 事業計画書（様式1号）※別紙1～5含む
- 購入設備の金額の根拠となるもの（見積書や金額が記載されたパンフレット等）
- 市税の全税目に関する納税証明書
- 直近の貸借対照表及び損益計算書の写し【法人の場合】
- 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書【法人の場合】
- 直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書〔1・2面〕）  
又は所得税青色申告決算書〔1～4面〕【個人の場合】

## 12 実績報告書の提出

採択事業者は、補助事業終了後30日を経過する日、又は令和3年2月26日（金）の何れか早い日までに、実績報告書を提出する必要があります。

### 《お問い合わせ、申込先》

敦賀商工会議所 中小企業相談所 敦賀チャレンジ企業応援補助金事務局 迄  
〒914-0063 敦賀市神楽町2丁目1-4  
TEL：(0770)22-2611 FAX：(0770)24-1311  
Eメール：tcci\_soudan@tsuruga.or.jp